

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

倉敷市は岡山県南西部に位置し、南は瀬戸内海に面した瀬戸内式気候である一方、高梁川水系や多数の用水路・ため池を抱え、洪水・内水氾濫・土砂災害・高潮等のリスクを内包している。

洪水・内水氾濫については、倉敷市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」において、市内中心部を含む広い範囲で0.5m以上の浸水が想定され、高梁川沿いでは3～5m程度、場所によっては5mを超える浸水が想定される区域も存在する。指定避難場所の多くが浸水想定区域内に位置することから、状況に応じた早期避難が求められる。

土砂災害については、広江・天城・向山地区等で土砂災害特別警戒区域が分布し、急傾斜地崩壊や地すべり等により人的被害に直結するおそれがある。

地震については、南海トラフ巨大地震等の発生のおそれがあり、市内中心部では震度6弱～6強の揺れが想定される。河口・海岸近辺や埋立地等では液状化の危険性が高く、ライフラインの長期的途絶や道路網の寸断により、物流・観光・製造業等への影響が大きいことが想定される。

感染症については、新興感染症の発生や季節性インフルエンザ等との同時流行により、人流・サプライチェーン・観光需要等に影響を及ぼす可能性がある。加えて、気候変動による豪雨災害の頻発などを踏まえ、将来の大規模風水害・地震・感染症が複合的に発生する可能性を前提に、平時から事業継続の備えを強化する必要がある。

自然災害や感染症に加え、サイバー攻撃や情報システム障害（ランサムウェア等）により、受発注・会計・予約等の業務が停止し、顧客情報等が漏えいするおそれがある。事業継続の観点から、平時から基本的な情報セキュリティ対策（重要データのバックアップ、更新、アクセス管理等）を講じる必要がある。

また、災害発生時には、浸水や建物被害等の直接被害に加え、交通網、物流網の断絶によるサプライチェーンの寸断や、取引先の操業停止等により受発注が滞り、商圈の縮小、取引先の変更・喪失といった間接被害が生じる可能性がある。復旧費用の増加や売上回収の遅れが重なる場合には資金繰りが逼迫し、事業再開の遅れにつながるおそれがある。

倉敷市は国内外から年間400万人を超える観光客が訪れる観光都市であり、災害発生時には多くの観光客に影響が及ぶことが予想される。観光事業者については、災害発生時の観光客の安全確保もBCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画に取り込む必要がある。

(2) 商工業者の状況

経済センサスの最新データ（令和3年度）に基づく、倉敷市内の事業者数は次の通り。

- ・事業所総数 11,081 事業所
- ・商工業者数 9,988 事業所
- ・小規模事業者数 7,189 事業所

倉敷市の産業構造（大分類）については、臨海部に製造業・建設業が集積し、市街地部に卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業等が広く分布している。倉敷市中心部にある県内有数の観光地「倉敷美観地区」の周辺には、飲食業や小売業、宿泊業など観光関連事業者が多く集積しており、来訪者数の変動の影響を受けやすいことが特徴である。これらの立地・産業特性を踏まえると、洪水・内水氾濫や高潮等による臨海部の操業停止、主要道路・鉄道等の寸断による物流停

滞、観光需要の減少による商圈の縮小等、災害種別に応じた影響が生じ得る。

【倉敷市における事業継続力強化計画の認定事業者数】※中小企業庁ホームページより抜粋

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業継続力強化計画 認定件数	61件	56件	37件	40件

(3) これまでの取り組み

A. 倉敷市の取り組み

倉敷市は、防災危機管理センターを新設し、防災危機管理室、消防局、水道局などの災害対策における重要部局を集約することで、関係部局間の連携を強化している。また、倉敷市地域防災計画や倉敷市水防計画を策定し、平時からの備えと災害発生時の対応体制を構築している。

●市民への意識啓発

ハザードマップ等を倉敷市ホームページなどで公開し、出前講座等の機会も活用しながら周知を行っている。人材面では防災士の育成にも取り組み、倉敷市民が防災士資格を取得した人数は、令和3年52人、令和4年54人、令和5年52人、令和6年40人となっている。令和7年から、防災士資格を取得している方に対し、スキルアップ研修を実施している。

また、防災に関するイベントとして「くらしき防災フェア」を令和4年は倉敷、令和5年は水島、令和6年は真備、令和7年は児島で開催した。

●地域の自助、共助の体制整備

自主防災組織の拡充を進めており、令和8年2月時点での自主防災組織は510組織となっている。市民が参加する倉敷市一斉地震対応訓練を計画・実施するとともに、地域で実施する訓練へ職員・防災士が参画している。また、令和7年からは、自主防災組織と小学校が連携して行う防災訓練を計画し実施するなど、地域単位での訓練体制の強化を図っている。

●物資面の体制整備

防災備品の備蓄を進め、令和6年に有城防災備蓄倉庫が完成した。令和8年には玉島地区に新たな防災備蓄倉庫を設置する予定である。

●観光客の安全確保

倉敷市内の観光事業者向けに災害対応マニュアルを作成し、商工団体や観光団体、倉敷市ホームページを通じて市内事業者へ周知している。

B. 当所の取り組み

倉敷商工会議所（以下、当所）は、当所管内の事業者に対し、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定、認定取得、見直しの支援を行っている。また、当所管内で被災した事業者の復旧、再建支援、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画に関するセミナーの開催（1回/年）、個別相談、専門家派遣等を通じて、当所管内の事業者に対し、災害が発生することを想定した事前対策を支援している。

また、令和4年1月に竣工した新倉敷商工会館は、倉敷市との防災協定のもと、市の指定避難場所となっており、市民の避難場所となった場合の準備（備蓄等）を行っている。

C. 事業継続力強化支援計画の実施状況

更新前の本計画における、計画期間中の目標と実績は次の表の通り。

【更新前の計画における事業継続力強化の支援目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP（事業継続計画）・事業継続力強化計画策定事業者数	6件	12件	12件	12件	12件
フォローアップ回数	12件	24件	24件	24件	24件

【更新前の計画における事業継続力強化の支援実績】

実 績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP（事業継続計画）・事業継続力強化計画策定事業者数	3件	1件	0件	0件	3件
フォローアップ回数	3件	1件	0件	0件	3件

2 本計画の策定および実行にあたっての課題と対策

課題①：当所管内の事業者において、災害発生時に生じるリスクの認識が十分でなく、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定が進んでいない。

対 策：当所管内の事業者に対し、災害発生時に想定される被害（浸水、停電、断水、交通途絶等）について、セミナー、当所の窓口相談、巡回相談を通じて災害発生時に生じるリスクを認識し、事業継続力の底上げを行う。

課題②：当所および倉敷市の間での情報共有方法や連携方法（被害情報収集、報告様式、意思決定、相談窓口開設等）について、平時からの訓練・検証が十分ではない。

対 策：当所と倉敷市の間で、本計画に基づき連絡体制、情報共有手段、報告様式、意思決定の手順、相談窓口の開設手順を整備する。

課題③：当所管内の事業者に対して、災害発生時の相談対応を継続するためのデジタル活用（オンライン相談、安否確認、情報配信等）の運用ルールが十分に整備されていない。

対 策：災害発生時はオンラインによる相談を主な代替手段と定め、受付、記録、個人情報管理等の運用ルールを整備する。

課題④：長期停電、断水、道路寸断等により操業停止が長期化する可能性を踏まえ、当所管内の事業者が、自社で製造する製品原材料の代替調達を検討し、自社の資金繰りや復旧補助等の支援メニューを関係機関と連動して整理する必要がある。

対 策：長期停電、断水、道路寸断を想定し、事業活動の継続に必要な対策を業種別に整理する支援メニューを設ける。あわせて、災害発生時に活用できる融資制度や補助金等を確認し、災害発生時に提示できる支援メニューの一覧として整備する。

課題⑤：当所管内でBCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画を策定している事業者、もしくは事業継続力強化計画の認定を受けている事業者がどの程度いるのかを把握できていない。また、中小企業庁が公開している、当所管内の事業継続力強化計画の認定を受けた事業者へのフォローアップ（更新支援等）ができていない。

対 策：当所管内の事業者で、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定状況や認定状況を把握するため、会員向けアンケートを年に1回のペースで実施する。

課題⑥：観光客の安全確保に関する明確な行動指針がない。

対 策：観光客の安全確保について、当所管内の事業者（主に観光業、宿泊業、運輸業）、行政等と連携し、災害種別ごとの行動指針（避難誘導、情報提供言語、帰宅困難対応、受入先、連絡体制）を策定する。あわせて、観光客向けの周知手段として、掲示物の作成、ホームページや二次元コードの活用などを検討する。

課題⑦：当所管内の事業者において、サイバー攻撃や情報システム障害に関するリスク認識や、基本的な対策（バックアップ、更新、アカウント管理、従業員への注意喚起等）の整備が十分ではない。

対策：当所管内の事業者に対し、窓口相談、セミナー、会報誌等を通じて、情報資産の保全と事業継続の観点から、基本的な情報セキュリティ対策と発生時の初動（連絡先、システム停止判断、バックアップからの復旧等）を周知する。

3 目標

- ・当所は、当所管内の事業者に対し、日々の窓口相談や巡回相談の際に、災害発生時に生じるリスク（浸水、停電、断水、機械の破損や建物の倒壊による操業停止、交通途絶等によるサプライチェーンの寸断、サイバー攻撃や情報システム障害による業務停止や情報漏えい）と事前対策の重要性を啓発する。あわせて、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定と見直しを伴走支援する。
- ・事業継続力強化計画については国の認定を受けられるよう、セミナーの実施や専門家派遣等により支援を行う。
- ・当所は、当所管内の事業者に対し、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定後の実施支援、事業継続力強化計画の認定取得後のフォローアップ（更新支援等）を実施する。
- ・当所は、感染症等が発生した場合でも当所管内の事業者に対して支援を実施できるよう、オンライン相談等により支援する体制を整備する。
- ・地域経済やサプライチェーンの機能維持の観点から、当所は、当所管内の臨海部に集積する製造業、建設業、当所管内の観光地（倉敷美観地区）に集積する観光関連事業者等を重点分野として設定し、当該事業者を面的に支援する具体案を検討する。
- ・当所は、当所管内の観光関連事業に対して、観光客の安全確保に関する行動指針（初動、避難誘導、情報提供、関係機関との連絡手順等）を倉敷市と整理し、周知や訓練を行う。

【本計画における事業継続力強化の支援目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCP（事業継続計画）・事業継続力強化計画策定事業者数	4件	4件	4件	4件	4件
策定した計画の改善や更新に向けたフォローアップ件数	4件	4件	4件	4件	4件
事業継続力強化に関するセミナーの実施件数	1件	1件	1件	1件	1件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合に、速やかに岡山県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

当所および倉敷市の役割分担を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 当所管内の事業者におけるBCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の取組状況の把握

経済産業省、自治体等と連携し、当所管内の事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 災害発生前における事業継続力強化支援

- ・当所は、窓口相談や巡回相談の際に、ハザードマップ等を用いながら事業者の立地場所が有する災害発生時のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（操業停止リスクへの対策、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・当所は、事業者の情報資産の保全と事業継続の観点から、サイバー攻撃や情報システム障害に備えた基本的な対策（重要データのバックアップ、ソフトウェア更新、アカウントの適切な管理、多要素認証、メールの不審点確認等）について、窓口相談、会報誌、ホームページ等で周知する。
- ・当所は、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画に関する知見を有する専門家を招き、当所管内の事業者向けにセミナーを開催する。セミナーでは、災害発生時に想定されるリスクに応じた備えの重要性を整理したうえで、災害発生後の事業再開に向けた具体的な対応手順を扱う。あわせて、当所および倉敷市が、事業者が活用できる行政の支援施策や各種制度について情報提供を行い、事業者自らが災害時の対応をまとめた「事業継続力強化計画」を策定する必要性を伝える。
- ・当所は、管内の事業者に対し、事業継続力強化計画の認定を受けられるよう必要に応じて専門家を派遣し個別に支援を行う。
- ・当所と倉敷市は連携し、それぞれの会報、ホームページ、SNSを通じて情報を発信する。具体的には、国の施策紹介や災害リスク対策の必要性、損害保険の概要を周知するとともに、BCPや事業継続力強化計画の策定・認定に積極的に取り組む管内事業者の事例を紹介する。
- ・当所は、管内の臨海部に集積する製造業や建設業に対して、サプライチェーンが寸断された場合の代替調達、停電、断水、通信の断絶に対する対策を講じるため支援メニューを作成する。
- ・当所および倉敷市は、管内の事業者（特に倉敷美観地区の観光業者）に向けて、市の作成する観光客の安全確保マニュアル等を用いて、災害発生時に必要な、事業者が講ずべき対策等の情報を提供する。

(3) 事業継続力強化に対するフォローアップの取り組み

- ・当所管内の事業者に対して、倉敷市が実施する防災訓練の情報を提供し、参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（ホームページ：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定、再申請へつなげる支援を行う。

(4) 知見の共有および事業継続力の底上げ

- ・事業継続力の強化に関する知見の共有と、それによる事業継続力の底上げを図るために、当所会報誌などで当所管内の事業者の事業継続力強化に関する事例を紹介する。

(5) 関係団体との連携

当所と関係団体の連携内容は以下の通り。

【本計画における当所の関係団体と連携内容】

団体名	連携内容
倉敷市商工課	災害発生時に当所管内の事業者の被害状況を把握するため、Webフォーム、電話、メール、FAX等により事業者からの被害申告を収集する。初動は営業可否、人的被害の有無、建物、設備、商品等の被害の概況を把握し、その後、必要に応じて被害額（概算）や写真等を用いて詳細を確認する。現地確認は安全が確保でき、移動が可能な範囲で実施する。被害状況や被害規模に応じ、応急対応を実施する。
岡山県経営支援課	収集した被害状況等を集計し、報告様式（様式第1 商工関係被害等集計表）を使用して情報を共有する。
地域の組合等	小売店や宿泊業などの各組合に対して、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の概要に関するパンフレットやチラシの掲示を行う。観光客の安全確保マニュアル等を用いて、事業者が講ずべき災害発生時に必要な対策等の情報提供を行う。

(6) 当所自身のBCP（事業継続計画）の作成と更新

当所は、平成26年にBCP（事業継続計画）を策定し、令和2年に更新済み。（別添の通り）

(7) 事業継続力強化支援計画（本計画）の内容の定着

- ・当所管内で災害が発生した場合に、当所および倉敷市の部署ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も、事業継続力強化支援計画（本計画）の習熟に努める。
- ・倉敷市のハザードマップにて、浸水地域等を把握しておく。
- ・災害が発生したと仮定し、当所および倉敷市との間における連絡ルート（当所法定経営指導員⇔倉敷市商工課担当職員）の確認を行う。

(8) 計画の継続的改善とフォローアップ

- ・BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画は、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合に応じて見直しを行う。更新に当たっては、過去計画期間における実施状況（セミナー回数、参加者数、個別支援件数、事業継続力強化計画の認定取得支援件数、訓練、見直し支援件数等）を定量的に整理し、次期計画の目標設定に反映する。必要に応じて、専門家派遣による支援を実施する。国・県・市の支援制度に関する情報提供を行い、活用を支援する。サイバーリスクに関する周知・支援の実施状況も、可能な範囲で整理する。
- ・当所は、事業継続力強化計画の策定を支援した管内の事業者の事業継続力強化計画の取組状況を確認し、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価する。また、訓練等を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう継続的に改善を行う。

- ・毎年度、BCP（事業継続計画）および事業継続力強化計画の策定に関するセミナーや、災害発生時に生じるリスクの周知に関するセミナーの実施回数、参加者数、個別支援件数、事業継続力強化計画の認定取得支援件数、フォローアップ（更新支援等）の回数を定量指標として集計し、倉敷市と共有のうえ、次年度の重点施策、目標を見直す。

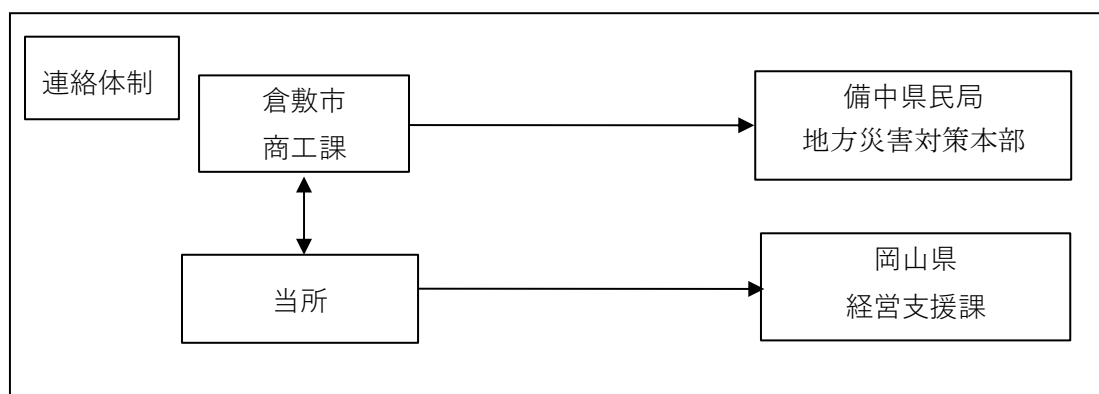
3 災害発生時における指示命令系統、連絡体制

(1) 当所および倉敷市（商工課）

- ・災害発生時、当所は倉敷市と連携し、管内事業者の被災状況を迅速に把握する。経営指導員等による電話やメールでのヒアリングに加え、巡回相談を通じて詳細な情報を収集する。
- ・当所は、収集した被害状況等を集計し、報告様式（様式1「商工関係被害等集計表」）を使用し、岡山県（経営支援課）、倉敷市（商工課）へ報告する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集を目的とした活動は、当所職員の安全を最優先として可能な範囲で行う。
- ・感染症の流行時は、国（中小企業庁）、岡山県（経営支援課）、倉敷市（商工課）と対応の方針等について情報を共有する。
- ・サイバー攻撃等により当所のメール等が利用できない場合は、電話、FAX等の代替手段に切り替え、情報共有の可否と優先順位を確認する。必要に応じて、パスワード変更等によるアカウントの保護や、システム事業者等への連絡を速やかに行う。

(2) 岡山県（経営支援課）との連絡体制

- ・当所と倉敷市が共有した管内の事業者の被害状況を、当所は岡山県（経営支援課）へ、倉敷市は備中県民局（地方災害対策本部）へ報告する。
- ・被害状況の報告は、様式I「商工関係被害等集計表」により、電子メール又はFAXで報告するものとする。（随時電話での情報共有も行う）



4 当所管内の事業者に対する応急対応

- ・災害発生時に当所は、国、岡山県、倉敷市等の依頼を受けた場合などに、当所管内の事業者を対象とした特別相談窓口を設置し、被害状況の詳細を確認する。
- ・サイバー攻撃等により業務が停止した事業者から相談があった場合は、被害の状況を確認し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や警察の窓口などを案内する。
- ・災害発生時に有効な被災事業者への施策（国、岡山県、倉敷市等の施策）について、特別相談窓口や当所ホームページ、メールにて、当所管内の事業者に対して周知する。
- ・感染症の流行時は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策の情報収集を行う。また、国、岡山県、倉敷市等の依頼を受けた場合等、必要に応じて当所管内の事業者を対象とした特別相談窓口を設置し、被害状況の詳細を確認する。

5 当所管内の事業者に対する復興支援

- ・当所管内で発生した災害が「特定非常災害特別措置法による特定非常災害の指定（大規模災害時に、許認可の更新や届出などの行政上の期限を救済するための指定）」または「激甚災害指定」を受けた場合、倉敷市の方針に基づき復旧、復興支援の方針を決め、被災した管内事業者に対し支援を行う。
- ・被害が甚大で、当所および倉敷市の職員だけでは、管内事業者の被害状況の確認や復興支援に十分対応できない場合は、岡山県や岡山県商工会議所連合会などに相談し、他地域からの職員派遣を要請する。
- ・当所での窓口相談や当所管内の事業者への巡回相談により、継続的に情報収集を行う。
- ・資金繰りの円滑化や事業の復旧に向けて、金融機関等と連携し伴走支援する。
- ・小規模事業者持続化補助金等の申請支援や支援策の情報提供を行う。

※その他

- ・本計画は、当所および倉敷市のホームページ等において公表し、当所管内の事業者に対する防災や減災に向けた対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合に、速やかに岡山県へ報告する。

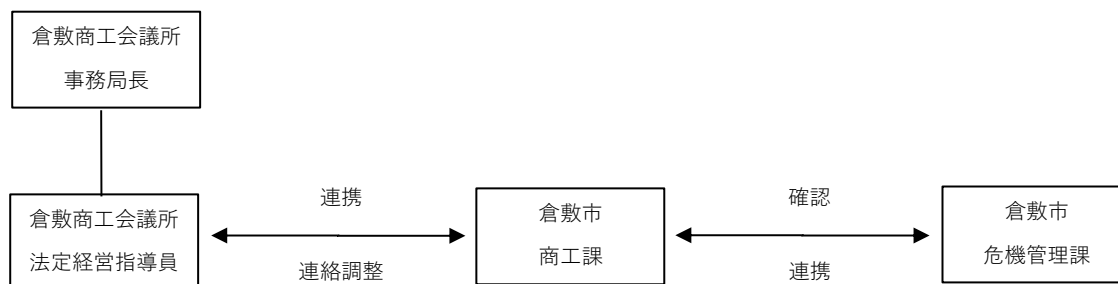
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



当所は計画の実施状況を定量指標で集計し、年1回以上倉敷市と共有し、評価を行う。

(2) 商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 岡本 育也 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度 等)
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、フォローアップ (更新支援等) (1年に1件以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

倉敷商工会議所
〒710-8585 岡山県倉敷市白楽町 249-5
TEL 086-476-1005
E-mail:kcci@sqr.or.jp

②関係市町村

倉敷市 文化産業局 商工労働部 商工課
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640
TEL 086-426-3405
E-mail:cmind@city.kurashiki.okayama.jp

岡山県 産業労働部 経営支援課 商業・団体支援班
〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下 2丁目 4-6
TEL 086-226-7353
E-mail:keiei@pref.okayama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(1) 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフレット、チラシ 作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(2) 調達方法

調達方法
国の補助金、当所一般会計

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称および住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし